

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-079999-02-01

事業名	海岸事業	事業番号	01	課係名	海岸防災課 海岸班	係番号	02
-----	------	------	----	-----	-----------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 海岸保全区域（国土交通省所管）において、津波・高潮・波浪等により被災した海岸及び被災するおそれのある海岸</p> <p>(2) 現状 津波・高潮・波浪等による海岸部の被害が発生している。</p> <p>(3) 方法 津波・高潮・波浪等からの被害を防止するため海岸保全施設の整備を行う。</p> <p>(4) 目標 海岸保全施設の整備を図り県土の保全機能を高める。 また併せて快適な海岸環境を保全、創出する。</p> <p>2. 事業の必要性 県土の保全と民生の安定を図るとともに、県民の生活環境の向上を図る。</p> <p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p> <p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫，単独 国庫補助率：(9/10)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 海岸法第1条により、公共海岸の保全及び管理は、所在する当該都道府県知事が行うことと定めている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 海岸法第1条により、公共海岸の保全及び管理は、所在する当該都道府県知事が行うことと定めている。</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移（単位：千円、人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>2,854,428</td> <td>2,773,185</td> <td>2,751,179</td> <td>2,618,319</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>5.00</td> <td>5.00</td> <td>5.00</td> <td>4.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：海岸事業、海岸環境整備事業 自然災害防止事業費、河川・海岸・砂防維持費、港湾海岸事業、港湾海岸環境整備事業、県単海岸施設費等</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	2,854,428	2,773,185	2,751,179	2,618,319	人工数	5.00	5.00	5.00	4.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	2,854,428	2,773,185	2,751,179	2,618,319												
人工数	5.00	5.00	5.00	4.00												

<p>(1) 何を（手段・活動指標） 海岸保全区域の防護する。</p> <p>(2) その結果、何が（成果指標） 高潮・波浪等及び海岸浸食の防除区域の拡大とともに、海岸の環境整備の拡充を図った。</p>	<p>8. 過去3年間（H17まで）の実績</p> <p>8 - (1) どこまでやったのか（手段・活動指標） 海岸保全区域延長のうち119.5kmが完成した。（平成17年度版海岸統計）</p> <p>8 - (2) どの水準まで向上したか（成果指標） 整備率55.3%となった。</p>	<p>9. 今後3年間（H20まで）の戦略</p> <p>9 - (1) どこまでやる予定なのか（手段・活動指標） 海岸整備延長を約5900m完成させる。</p> <p>9 - (2) どの水準まで向上する見込みなのか（成果指標） 整備率58%となる。</p>
---	---	---

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 海岸防災課 海岸班				
評価責任者	海岸防災課長		担当者	海岸防災課 海岸班	
課番号	079999	係番号	02	電話番号	866-2410
				作成年月日	

事務事業コード	2006-079999-02-01				
事務事業名	海岸事業				
歳出事業コード(1)	362001001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	海岸事業費				
歳出事業コード(2)	372001001	事業区分	A		
歳出事業名(2)	港湾海岸事業費				
歳出事業コード(3)	372003001	事業区分	C		
歳出事業名(3)	県単海岸施設費				

分野別計画施策体系コード	主コード	110212	計画名	社会資本整備計画
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備
			施策	海岸保全施設等の整備
	再掲コード	010103	計画名	観光振興計画
			政策目標	国際的海洋性リゾート地の形成
			施策	公共施設の整備
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	
	再掲コード		計画名	
			政策目標	
			施策	

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	海岸整備済延長					
成果指標名又は成果の内容(A')	海岸整備率					
活動指標名又は活動の内容(B)						
成果指標名又は成果の内容(B')						
<指標の推移>	単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	m	112,314.00	119,180.00	119,510.00		124,373.00
成果指標A'	%	55.30	55.10	55.30		57.50
活動指標B		0.00	0.00	0.00		0.00
成果指標B'		0.00	0.00	0.00		0.00
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	2,854,428	2,773,185	2,751,179	2,618,319	
	人工数D	5.00	5.00	5.00	4.00	
	人件費E	33,150	32,200	32,200	25,680	
	合計C+E=F	2,887,578	2,805,385	2,783,379	2,643,999	

海岸整備率 = 海岸整備済延長 / 海岸保全区域延長 (216,302m)

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 B	
(判定内容) B: 概ね満足している。	
判定根拠	過去の高潮・波浪等により被害を受けた箇所において、優先順位の高い地区から継続的に整備を進めたため、被害が減少してきている。 近年は、整備手法として、環境に配慮した緩傾斜護岸や養浜等を取り入れており、県民や観光客が気軽に海辺に親しむことができるようになって、概ね満足している。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	平成15年度に定めた海岸保全基本計画に基づき、継続的に整備する必要がある。 整備に際しては、環境等に配慮し、背後地の計画等も検討した面的整備が県民ニーズとして増えている。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A						
(判定内容) A. 他県水準より低い。								
判定 根拠	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">海岸統計 平成17年度版より</td> <td style="padding: 2px;">沖縄県</td> <td style="padding: 2px;">55.3%</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">国土交通省所管海岸の整備率</td> <td style="padding: 2px;">全国平均</td> <td style="padding: 2px;">71.1%</td> </tr> </table>		海岸統計 平成17年度版より	沖縄県	55.3%	国土交通省所管海岸の整備率	全国平均	71.1%
海岸統計 平成17年度版より	沖縄県	55.3%						
国土交通省所管海岸の整備率	全国平均	71.1%						
3. 役割分担（守備範囲）		判定 A						
(1) 官民の役割分担								
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。								
判定 根拠	海岸法第5条1港第1項に海岸保全区域の管理は、都道府県が行うとある。							
(2) 市町村、国との役割分担		判定 A						
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。								
判定 根拠	海岸法第5条1港第1項に海岸保全区域の管理は、都道府県が行うとある。							
4. 民間委託の可能性		判定 E						
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。								
判定 根拠	海岸法第5条1港第1項に海岸保全区域の管理は、都道府県が行うとある。 海岸整備に伴う調査・設計の一部については、民間委託を行っている。							
5. 事務事業の選択		判定 C						
(判定内容) C. 対象や目標等に類似する事務事業がある。								
判定 根拠	国の省庁別所管海岸にあわせ、県でも3つの海岸事業課がある。 国土交通省所管海岸：沖縄県土木建築部海岸防災課 農林省農村振興局所管海岸：沖縄県農林水産部農村整備課 農林省水産庁所管海岸：沖縄県農林水産部漁港漁場課							
6. 対象の妥当性		判定 B						
(判定内容) B. 対象が限定的で、目標達成に向けた効果が薄くなっている。								
判定 根拠	対象は、国土交通省所管海岸であり、妥当である。 しかし、国の4つの所管と、県でも3つの海岸事業課に分かれて整備しているため、県全体としての海岸整備の目標がわかりづらい。							
7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 B						
活動指標の達成度が成果指標の達成度に								
(判定内容) B. 大きな影響を与える。								
判定 根拠	海岸整備率（成果指標）＝整備済延長（活動指標）／海岸保全延長であるので、大きな影響をあたえる。 しかし、海岸保全区域延長の見直しによる増減や、整備済み箇所の再整備などがあることから直接すべてが結びつくわけではない。							

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、成果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 計画的な事業を進めているため、費用、成果（海岸整備率）とも横ばいである。

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると
 (判定内容) C：費用、結果とも横ばい。 判定 | C

判定根拠
 計画的に事業を進めているため、費用、結果（整備済延長）とも、長期的にみると横ばいである。
 しかし、単年度当たりで見ると、事業内容が設計のみ、陸上でのブロック製作のみの年度は、その年度の海岸整備延長がゼロとなり、投入費用に見合う分の結果があわれない場合もある。

9. 県の負担割合

(判定内容) A：妥当である。 判定 | A

判定根拠
 沖縄振興開発特別措置法により高率補助が適用されている。
 海岸整備事業 9 / 10（内地 1 / 2～2 / 5）

10. O A化の可能性

(判定内容) A：事務事業の性質上、O A化が困難である。 判定 | A

判定根拠
 各現場とも現場状況が異なるため、O A化は困難である。

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	B
		(2) ニーズ	B
	3. 役割分担	(1) 官民	A
		(2) 県市町村	A
	4. 民間委託の可能性		E
5. 事務事業の選択		C	
有効性	6. 対象の妥当性		B
	7. 貢献度		B
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	C
		(2) 対結果	C
	9. 県の負担割合		A
10. O A化の可能性		A	

合計	A	B	C	D	E
	5	4	3		1

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的な方向性 1

(評価区分)： B：現状維持
 (具体的な方向性)：1：投入資源は現状並とするが、成果を向上させる。

判定根拠
 過去の被災箇所において優先順位の高い地区から継続的に整備を進めてきたところであり、平成15年に定めた海岸保全基本計画においても、今後とも継続的に整備を進めていく必要がある。
 また、近年の地球温暖化に起因する海面上昇・異常潮位及び予想される地震に伴う津波等から被害を最小化するためにも、海岸整備の推進が必要である。
 さらに防災以外にも、県民のレジャー空間の創出、観光資源としての海岸の魅力の向上や海岸の自然環境再生を図るためにも、海岸の整備が必要である。
 しかし、国の所管海岸別に県の事業課も3課あるため、県全体としての海岸の整備率、海岸行政の目標が県民からわかりにくい状況となっている。

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-079999-03-02

事業名	地すべり対策事業	事業番号	02	課係名	海岸防災課 災害砂防班	係番号	03
-----	----------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 保全の対象は、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他である。</p> <p>(2) 現状 本県の地すべり危険箇所は88箇所、昭和47年から実施しており平成17年度までに18箇所が概成し、整備率は20.5%となっている。</p> <p>(3) 方法 地すべりの危険のある区域を、地すべり防止区域に指定して、地すべり等防止工事を実施する。</p> <p>(4) 目標 土砂災害から地域住民の生命と財産をまもる。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫 国庫補助率：(6/10～8/10)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 昭和33年制定の地すべり等防止法に基づく国土保全事業であり、法第7条により県が事業することとなっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>235,000</td> <td>271,250</td> <td>385,000</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.70</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：地すべり対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	235,000	271,250	385,000	290,000	人工数	0.70	0.80	0.80	0.65
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	235,000	271,250	385,000	290,000												
人工数	0.70	0.80	0.80	0.65												
<p>2. 事業の必要性 台風や集中豪雨によって発生する地すべり災害を未然に防止し、県民の財産と生命の安全を確保し、民生の安定をはかる。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和47年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 地すべり災害を防止するための地すべり等防止施設を整備する。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 18箇所(累計)で地すべり等防止施設の整備を概成した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 6箇所で地すべり等防止施設の工事をし、2箇所を概成させる。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 地すべり災害から人家等を保全する。</p>	<p>8-(2)どの水準まで向上したか(成果指標) 830戸(累計)の人家の安全を確保した。</p>	<p>9-(2)どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 1,094戸(累計)の人家の安全を確保する。</p>

第 2 表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 海岸防災課 災害砂防班				
評価責任者	海岸防災課長		担当者	災害砂防班 儀間 朝範	
課番号	079999	係番号	03	電話番号	866-2410
				作成年月日	

事務事業コード	2006-079999-03-02				
事務事業名	地すべり対策事業				
歳出事業コード(1)	363002001	事業区分	A		
歳出事業名(1)	地すべり対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110211	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	砂防施設等の整備		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	整備箇所数						
成果指標名又は成果の内容(A')	整備率						
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
< 指標の推移 >		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標: H20年度
活動指標A	箇所数	15.00	15.00	18.00	20.00	20.00	
成果指標A'	%	17.00	17.00	20.50	22.70	22.70	
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
投入資源 (単位: 千円)	予決算額C	235,000	271,250	385,000	290,000	290,000	
	人工数D	0.70	0.80	0.80	0.65	0.65	
	人件費E	4,641	5,152	5,152	4,173	4,173	
	合計C+E=F	239,641	276,402	390,152	294,173	294,173	

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い 判定 A	
(判定内容) A: 満足している。	
判定根拠	平成18年3月末現在、18箇所の施設が完成し、830戸の人家の他、道路等の公共施設が保全された。
(2) 県民ニーズの動向 判定 B	
(判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	地すべり対策事業は、復帰時の昭和47年度から行っているが、整備率は20.5%と、まだ低い状況である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	地すべり危険箇所の本県の整備率が20.5%（平成18年度3月末）、全国平均が約20%（平成8年度末：平成15年版砂防便覧）となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	地すべり等防止法第7条に下記のとおり定められている。 「地すべり防止工事の施工その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うものとする。」	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	同上	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	施設の設計は委託、工事の施工は請負させている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標等に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	地すべり対策事業の目的は、地すべりにより人家、公共施設等の被害が及ぶのを防止することであり地すべり防止施設により目的が達成されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	地すべり対策事業の目的は、地すべりにより人家、公共施設等の被害が及ぶのを防止することであり地すべり防止施設により目的が達成されている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	事業費は横ばいであるが、平成18年3月末現在、施設の完成箇所数は18箇所になった。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで結果は上昇。

判定 根拠	事業費は横ばいであるが、平成18年3月末現在、18箇所の施設の完成により、保全される人家戸数は830戸となり、その他道路等の公共施設や農地等が保全された。
----------	---

9. 県の負担割合 判定 | C

(判定内容) C. 過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定 根拠	受益を受ける地域に限られ、いわゆる道路（県道）に比べて公共性が低いので、受益市町村、受益者にも負担を求めるべきであると考えます。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	地すべり危険箇所に地すべり防止施設を築造する事業であり、O A化は不可能。 当事業の本庁業務並びに出先事務所における事業執行のための事務、工事設計書作成等はO A化されている。
----------	---

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	E		
	5. 事務事業の選択	A	
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	A 1
	9. 県の負担割合	C	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
10	1	1	1	1	1

12. 所管課の総合評価

総合評価	
評価区分	B 具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	地すべり対策事業の目的は、地すべりにより人家、公共施設に被害が及ぶのを防止することであり、今後も早急な対応を求められる箇所について、事業を実施していかなければならない。
----------	--

様式2 事務事業中期戦略シート

事務事業コード
2006-079999-03-03

事業名	急傾斜地崩壊対策事業	事業番号	03	課係名	海岸防災課 災害砂防班	係番号	03
-----	------------	------	----	-----	-------------	-----	----

<p>1. 事業内容</p> <p>(1) 対象 保全の対象は、人家（公共建物を含む）である。</p> <p>(2) 現状 本県の急傾斜地危険箇所は433箇所、昭和52年から実施しており平成15年度までに54箇所が概成し、整備率は12.5%となっている。</p> <p>(3) 方法 崖くずれの危険のある区域を、急傾斜地崩壊危険区域に指定して、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。</p> <p>(4) 目標 土砂災害から地域住民の生命を保護する。</p>	<p>5. 事業の種類 (1)投資 (2)国庫 国庫補助率：(1/2)</p> <p>6. 役割分担</p> <p>(1) 何故、「官」が行うのか 昭和44年制定の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく国土保全事業であり、法第12条により県が事業することとなっている。</p> <p>(2) 何故、県が行うのか 同上</p> <p>7. 最近4年間の事業費等の推移 (単位：千円、人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予・決算額</td> <td>243,225</td> <td>250,500</td> <td>199,250</td> <td>205,000</td> </tr> <tr> <td>人工数</td> <td>0.60</td> <td>0.80</td> <td>0.80</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>対応する予算の事業名：急傾斜地崩壊対策事業費</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	予・決算額	243,225	250,500	199,250	205,000	人工数	0.60	0.80	0.80	1.00
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度												
予・決算額	243,225	250,500	199,250	205,000												
人工数	0.60	0.80	0.80	1.00												
<p>2. 事業の必要性 台風や集中豪雨等によつて発生する崖くずれ災害を未然に防止し、県民の生命を保護し、民生の安定をはかる。</p>																
<p>3. 実施年度・始期：昭和52年度，終期：</p>																
<p>4. 自治上の区分： 法定受託事務</p>																

<p>(1) 何を(手段・活動指標) 崖くずれ災害を防止する。急傾斜地崩壊防止施設を整備する。</p>	<p>8. 過去3年間(H17まで)の実績</p> <p>8-(1)どこまでやったのか(手段・活動指標) 54箇所(累計)で急傾斜地崩壊防止施設を整備を概成した。</p>	<p>9. 今後3年間(H20まで)の戦略</p> <p>9-(1)どこまでやる予定なのか(手段・活動指標) 9箇所急傾斜地崩壊防止施設を整備し、3箇所を概成させる。</p>
<p>(2) その結果、何が(成果指標) 崖くずれ災害から人家等保全する。</p>	<p>8-(2) どの水準まで向上したか(成果指標) 1,204戸(累計)の人家の安全を確保した。</p>	<p>9-(2) どの水準まで向上する見込みなのか(成果指標) 1,258戸(累計)の人家の安全を確保する。</p>

第2表 事務事業の自己評価

部課係名	土木建築部 海岸防災課 災害砂防班				
評価責任者	海岸防災課長		担当者	災害砂防班 儀間 朝範	
課番号	079999	係番号	03	電話番号	866-2410
				作成年月日	

事務事業コード	2006-079999-03-03				
事務事業名	急傾斜地崩壊対策事業				
歳出事業コード(1)	363003001	事業区分	C		
歳出事業名(1)	急傾斜地崩壊対策事業費				
歳出事業コード(2)		事業区分			
歳出事業名(2)					
歳出事業コード(3)		事業区分			
歳出事業名(3)					

分野別計画施策体系コード	主コード	110211	計画名	社会資本整備計画		
			政策目標	環境と調和した社会資本の整備		
			施策	砂防施設等の整備		
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				
	再掲コード	計画名				
		政策目標				
		施策				

事務事業の区分 1. 内部事務事業以外の事務事業

活動指標名又は活動の内容(A)	整備箇所数						
成果指標名又は成果の内容(A')	整備率						
活動指標名又は活動の内容(B)							
成果指標名又は成果の内容(B')							
<指標の推移>		単位	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	目標：H20年度
活動指標A	箇所数	52.00	53.00	54.00	57.00		
成果指標A'	%	12.00	12.20	12.50	13.20		
活動指標B		0.00	0.00	0.00	0.00		
成果指標B'		0.00	0.00	0.00	0.00		
投入資源 (単位：千円)	予決算額C	243,225	250,500	199,250	205,000		
	人工数D	0.60	0.80	0.80	1.00		
	人件費E	3,978	5,152	5,152	6,420		
	合計C+E=F	247,203	255,652	204,402	211,420		

1. 県民意識の把握	
(1) 県民満足度の度合い (判定内容) A: 満足している。	判定 A
判定根拠	平成18年度3月末現在、57箇所の施設が完成し、1,204戸の人家が保全された。
(2) 県民ニーズの動向 (判定内容) B: 横ばい	
判定根拠	急傾斜地崩壊対策事業は、昭和52年度から行われてきているが、整備率は12.5%とまだ低い状況である。

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

2. サービス水準の他県との比較		判定 A
(判定内容) A. 他県水準より低い。		
判定 根拠	急傾斜地崩壊危険箇所の本県の整備率が12.5%（平成18年3月末）、全国平均が約2.5%（平成9年度末：平成15年版砂防便覧）となっている。	

3. 役割分担（守備範囲）		判定 A
(1) 官民の役割分担		
(判定内容) A. 法令で官の実施がさだめられている。		
判定 根拠	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の第12条に下記のとおり定められている。 「都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのあるものが施行することが困難又は不相当と認められるものを施行するものとする。」	
(2) 市町村、国との役割分担		
(判定内容) A. 法令で県の実施が定められている。		
判定 根拠	同上	

4. 民間委託の可能性		判定 E
(判定内容) E. 民間委託済み（一部委託含む）。		
判定 根拠	施設の設計は委託、工事の施工は請負させている。	

5. 事務事業の選択		判定 A
(判定内容) A. 対象や目標等に類似する事務事業はない。		
判定 根拠	対象や目標等に類似する事務事業はない。	

6. 対象の妥当性		判定 A
(判定内容) A. 対象は適当で、目標達成のため最も効果的である。		
判定 根拠	急傾斜地崩壊対策事業の目的は、自然がけの崩壊を防止することにより、人家を保全する事業であり、崩壊防止施設により目的が達成されている。	

7. 貢献度（手段と成果の相関関係）		判定 A
活動指標の達成度が成果指標の達成度に		
(判定内容) A. 直接、結びつく。		
判定 根拠	急傾斜地崩壊対策事業の目的は、自然がけの崩壊を防止することにより、人家を保全する事業であり、崩壊防止施設により目的が達成されている。	

第2表 事務事業の自己評価（つづき）

8. 対費用効果

(1) 費用（投入資源＝インプット）と成果（アウトカム）の相関関係をみると 判定 | A 1
 (判定内容) A 1. 費用は低下又は横ばいで成果は上昇。

判定 根拠	事業費は横ばいであるが、平成18年3月末現在、施設の完成箇所数は57箇所になった。
----------	---

(2) 費用と結果（活動指標＝アウトプット）の相関関係をみると 判定 | -
 (判定内容) :-

判定 根拠	事業費は横ばいであるが、平成18年3月末現在、57箇所の施設の完成により、保全される人家戸数は1,204戸となった。
----------	--

9. 県の負担割合 判定 | C

(判定内容) C. 過大である（県負担を減又は市町村・受益者負担を増す）。

判定 根拠	受益を受ける地域が限られ、いわゆる道路（県道）に比べて公共性が低いので、受益者にも負担を求めるべきであるとする。
----------	--

10. O A化の可能性 判定 | A

(判定内容) A. 事務事業の性質上、O A化が困難である。

判定 根拠	急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地崩壊危険箇所に崩壊対策施設を築造するものであり、O A化は不可能である。当事業の本庁業務並びに出先事務所における事業執行のための事務、工事設計書作成等はO A化されている。
----------	--

11. 判定結果

必要性	1. 県民意識	(1) 満足度	A
		(2) ニーズ	B
	2. サービス水準の他県比較	A	
		3. 役割分担	(1) 官民
	(2) 県市町村		A
4. 民間委託の可能性	E		
5. 事務事業の選択	A		
有効性	6. 対象の妥当性	A	
	7. 貢献度	A	
効率性	8. 対費用効果	(1) 対成果	A 1
		(2) 対結果	-
	9. 県の負担割合	C	
10. O A化の可能性	A		

合計	A	B	C	D	E
9	1	1		1	

12. 所管課の総合評価

総合評価		
評価区分	B	具体的方向性 2

(評価区分) : B. 現状維持
 (具体的方向性) : 2. 投入資源を現状並とし、成果を維持する。

判定 根拠	急傾斜地崩壊対策事業の目的は、自然がけの崩壊を防止することにより、人家を保全する事業であり、今後も早急な対応を求められる箇所について、事業を実施していかなければならない。
----------	---